

特勤手当等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年9月30日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

**香川県人事委員会規則第12号**

特勤手当等に関する規則等の一部を改正する規則  
(特勤手当等に関する規則の一部改正)

第1条 特勤手当等に関する規則(昭和45年香川県人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>沖縄振興開発金融公庫</u>又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人に使用される者</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>第5条 給与条例第11条の3第2項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫</u>又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人に使用される者</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2～4 略</p>

(住居手当に関する規則の一部改正)

第2条 住居手当に関する規則(昭和49年香川県人事委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体、<u>沖縄振興開発金融公庫</u>若しくは国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(2) 略</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 給与条例第9条の4第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体、<u>公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫</u>若しくは国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(2) 略</p>

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第3条 単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(権衡職員の範囲等) 第5条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>沖縄振興開発金融公庫</u>又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人に使用される者</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(権衡職員の範囲等) 第5条 給与条例第10条の2第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫</u>又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人に使用される者</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。